



日本共産党  
館内 孝夫

### 学童保育について

**質問** 学年別の利用割合は、1～3年生は95・4%、4～6年生は4・6%、待機児童は4～6年生が13人と多い。厚生労働省の運営指針では、小学校入学から12歳までの対応が掲載されているが、本市のたきかわ児童クラブのしおりを見ると、選考条件として、低学年であること（1～3年生を優先）と書かれており、運営指針とかが合わない。4年生からは部活動を選ぶ児童もいて選択肢が増えるが、それぞれの学年が同じく学童保育を受けられる機会を設けるべきではないか。

**回答** 就労などで保護者が日中不在の小学生すべてが対象です。定員を超えている地区では、1～3年生までの児童を優先し、定員に達していない地区では、4年生以上の児童も受け入れています。夏休み以降、登録者が減少することもあり、待機を解除し、利用

を勧めるようにしています。

**質問** 学童クラブの厚生員と代替員は何人いるか。また厚生員と代替員にかかる経費を伺う。

**回答** 嘱託職員である児童厚生員は6人、厚生員を補助する臨時職員は花月地区には2人、ほかの地区には1人ずつ配置しています。学童クラブだけではなく、児童館、児童センター、放課後こども教室の嘱託職員や臨時職員の代替員は39人。人件費について平成28年度予算は嘱託職員95万3千円、放課後臨時職員は89万1千円、放課後児童クラブの代替員の賃金は25万7千3百円を計上しています。

**質問** 待機状態の児童については、児童館、こども教室を利用する選択があると思われるが、周知徹底されているか。

**回答** 待機児童の保護者に対しては、窓口での申込時に通常の児童館、放課後こども教室のほか、学校から直接児童館の利用が可能な留守家庭児童登録による児童館や放課後こども教室の利用について説明しています。当面の利用状況や待機状況により、調整しながら対応しています。



日本共産党  
清水 雅人

### 中学校教員の部活動顧問における過酷な勤務実態と対策について

**質問** 中学校の部活動の顧問は、あまりの長時間拘束により、授業準備に支障が出たり、精神的に追いつめられる教員が少なくないと言われている。部活動に関わる時間調査を行うべきではないか。

**回答** 部活動の指導については、道教委および小・中校長会、PTA連合会、中体連などの間で申し合わせがあります。部活動休養日を設定するほか、学校の休日については半日程度で効果的な活動ができるようにすることなどです。各学校に再度周知し、点検を呼びかけていきたいと考えます。

**質問** どのように点検するのか。

**回答** これまで市教委独自による点検はしていませんが、道教委による点検調査を再確認したいと考えています。

**質問** 部活動の顧問は、仕事として

行っているのか、法的な位置づけはどのようになっていくのか。

**回答** 現状、明確になっていない部分もありますが、学習指導要領に記載されている部活動の意義を踏まえ、取り組みを進めています。

**質問** 中学校の部活動で練習などに教員が立ち合わない、または参加しない事例はあるのか。また制度上、教員以外の人に指導や引率などを委託することは可能か。

**回答** 外部指導者に指導や安全管理について協力を得ることは可能です。しかし、あくまでも教育活動の一環であり、外部指導者に任せきりにはできません。大会出場に関して中体連の規定では、教員の引率が必須です。

次期学習指導要領では、文部科学省はさらに一歩踏み込むべく準備をしているとの報道がされています。指導、引率に関わっては、平成27年の中央教育審議会の答申において、国は部活動の指導や指導顧問、単独での引率を行うことを職務とする職員を部活動指導員（仮称）として、法令上での位置づけを検討することが示されています。